

利益相反管理方針

制定：平成 21 年 6 月 1 日
最終更新日：令和 2 年 4 月 1 日
永和証券株式会社

(目 的)

第 1 条 この方針は、金融商品取引法に定める、顧客の利益が不当に害されることのないよう、金融商品取引業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該金融商品取引関連業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を定めることを目的とする。

(利益相反取引)

第 2 条 利益相反取引とは、金融商品取引法に定める顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引をいう。

(利益相反管理方針の策定・公表)

第 3 条 当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客さまとの取引に関して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引の管理を行い、利益相反管理方針を定めるとともに公表するものとする。

(役職員の責務)

第 4 条 役職員は、この利益相反管理方針を遵守し、適正に業務を遂行するとともに、顧客の利益を不当に害することのないよう行動するものとする。

(利益相反管理体制・管理対象となる会社)

第 5 条 当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理責任者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置するものとする。なお、当社の利益相反管理責任者は、内部管理統括責任者とし、利益相反管理部署は監理室とする。

(利益相反管理部署等の責務)

第 6 条 利益相反管理責任者は、当社の利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括するものとする。

2. 利益相反管理部署は、次に掲げる事項を行なうものとする。

- ① あらかじめ利益相反取引を特定し、利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を適切に検証し、改善するものとする。
- ② 利益相反管理に必要な情報等を集約するものとする。
- ③ 利益相反管理に係る人的構成、業務運営体制及びその管理状況を定期的に検証するものとする。

(利益相反取引の特定・類型化)

第7条 当社は、利益相反のおそれがある取引をあらかじめ特定・類型化し、定期的および必要に応じて都度見直しをいたします。利益相反のおそれがある取引の類型としては、以下の通りといたします。

- ①有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について、顧客に推奨・販売する又は自己勘定取引を行う行為。(フロントランニングも含まれる。)
- ②顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引を推奨・販売を行う又は自己勘定取引を行う行為。(アナリストレポートに係る利益相反なども含まれる。)
- ③利害関係者が発行する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券について、顧客に推奨・販売する行為。

(利益相反取引の管理)

第8条 当社は、お客さまとの取引における利益相反の状況を把握し、以下の方法等により状況に応じた対応を実施いたします。

- ・利益相反の状況にある部門間の情報遮断
- ・利益相反の状況についてのお客さまの同意の取得またはお客さまへの開示
- ・当該取引の条件または方法の変更
- ・当該取引の中止

(情報共有)

第9条 当社は、利益相反管理を行う必要がある範囲内で、利益相反管理の対象会社との間において、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまに関する情報およびお客さまの取引に関する情報を共有することがあります。

(継続的改善)

第10条 当社は、利益相反管理の有効性および適切性を検証し、その検証結果を踏まえて継続的な改善に努めてまいります。

(記録の保存)

第11条 利益相反取引の特定及び管理のために行なった措置に係る記録は、作成日から5年間保存する。

以 上

「利益相反のおそれのある取引」の事例及びその管理方法事例

取引事例	管理方法事例
① 有価証券に係る顧客の潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について、顧客に推奨・販売する又は自己勘定取引を行なう行為 (フロントランニングも含まれる)	・チャイニーズウォール等による情報の遮断 ・情報管理に関するルールの制定 ・自己勘定取引に関するルールの制定
② 顧客に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他の顧客に当該有価証券の取引推奨・販売を行なう又は自己勘定取引を行なう行為 (アナリストレポートに係る利益相反なども含まれる)	・チャイニーズウォール等による情報の遮断 ・情報管理に関するルールの制定 ・自己勘定取引に関するルールの制定 ・アナリストレポート等による表示
③ 利害関係者が発行する有価証券又は自己勘定において保有する有価証券について、顧客に推奨・販売する行為	・チャイニーズウォール等による情報の遮断 ・情報管理に関するルールの制定 ・推奨・販売銘柄選定の方法ルールの制定 ・取引価格・手数料の適正性の確保のための仕組みの整備